

4. 国民年金の未納者に対する 国保短期被保険者証の活用について

国民健康保険（市町村）との連携について —国民年金保険料等の未納者に対する国保短期被保険者証の活用—

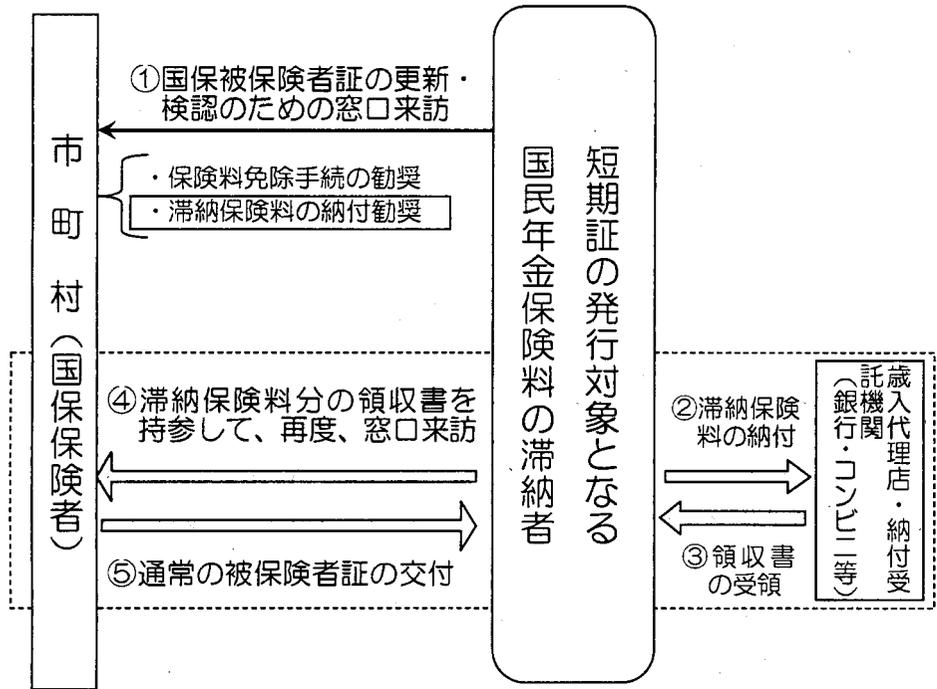
考え方

- ◎ 高齢化の進展とともに、地域経済に占める年金給付のウェイトが高まっており、今後、更なる高齢化の進展を考慮すると、年金受給権の確保は地域経済の発展のためにも重要な課題。
- ◎ 現在、介護保険料（1号）の徴収の80%は年金からの天引き（特別徴収）により行われており、市町村の効率的な事務の実施に貢献している。さらに、平成20年度から、新たな高齢者医療制度の保険料や前期高齢者の国保保険料についても、年金から天引きすることとされており、住民の年金受給権の確保は、このような仕組みが機能するための前提であり、医療保険財政や介護保険財政の安定的な運営上も不可欠。

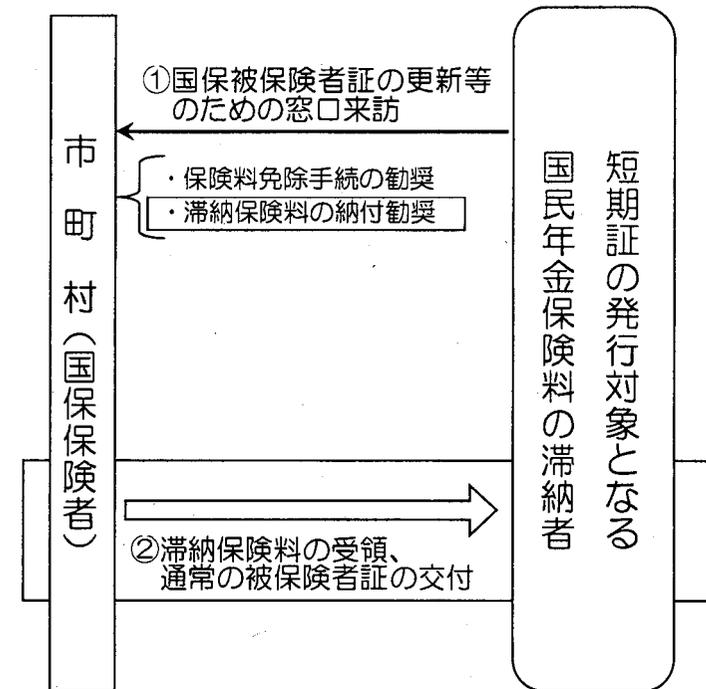
概要

- ◎ 現在、国保保険料（税）の未納がある場合には、市町村の判断により、国保の短期被保険者証（短期証）を発行することができるが、これに加え、国民年金保険料の未納がある場合についても、短期証を発行することとする。
 - 国保の短期証の仕組みは、市町村の窓口で短期証を発行することを通じて、市町村が保険料未納者との接触の機会を増やし、自主的な納付などを直接働きかけることを目的として設けられたもの。
 - ※ 短期証は、通常の被保険者証と比較して有効期限が短いのみで、市町村の窓口で検認・更新を経れば、医療機関においては通常どおり3割の窓口負担で受診が可能（資格証明書（窓口10割負担）とは異なる）。短期証の発行によって受診を抑制するものではない。
 - 今回の措置は、国民年金保険料の納付が行われていない住民に対して、短期証の仕組みを通じて、負担能力のない方への免除措置や、未納者への自主的な納付の働きかけを行い、市町村が住民の年金受給権を確保することができるようにするもの。
 - 今回の措置を実施する市町村に対しては、条件整備として、①未納者からの保険料の受領を可能とする（納付受託機関）、②住民の未納情報の提供、③住民の納付状況を確認するための情報端末装置の設置、④交付金による財政上の手当、といった措置を講ずる。

〈 市町村が保険料を受領できない【現行】 〉



〈 市町村を納付受託機関とする 〉



※ 市町村を納付受託機関とすることは、

- ・ 短期証の発行対象となる国民年金保険料の滞納者が被保険者証の更新等のために窓口を来訪した際に、滞納保険料をその場で支払うことができるようにするためのもの。
- ・ 市町村に国民年金保険料の徴収責任を負わせるものではない。

○ 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（抄）

◎ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）（平成二十年四月施行）（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

| | | 改 正 後 | | | 改 正 前 |
|------------|---|------------------------------------|------------|--------------------------|-------------------------------|
| <p>10 </p> | <p>第九條（略） 259（略）</p> <p>市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができる。この場合において、この法律の規定による保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。）を滞納している世帯主（第三項の規定により市町村が被保険者証の返還を求めるとされる者を除く。）、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十号）の規定による保険料を滞納している世帯主（同法第八十八条第二項の規定により保険料を納付する義務を負う者を含む、社会保険庁長官が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。）その他厚生労働省令で定める者の被保険者証については、特別の有効期間を定めることができる。</p> <p>11 </p> <p>市町村は、前項の規定により被保険者証又は被保険者資格証明書の有効期間を定める場合（被保険者証につき特別の有効期間を定める場合を含む。）には、同一の世帯に属するすべての被保険者（厚生労働省令で定める者を除く。）について同一の有効期間を定めなければならない。</p> <p>12 13 </p> <p>（略）</p> | <p>（届出等） 第九條（略） 259（略）</p> | <p>10 </p> | <p>第九條（略） 259（略）</p> | <p>10 11 </p> <p>（略）</p> |